ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
有限会社隆成工業	新潟県長岡市関原南五丁目五千番三	防水施工
株式会社愛水	愛媛県新居浜市久保田町二丁目一番四十五号	配管
株式会社サボウテクノ	福島県いわき市平祢宜町一番地の二	建設機械施工
有限会社丸浩テック	沖縄県豊見城市字豊崎一番地千七十四	溶接、塗装

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百八十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
共進住設株式会社	長野県長野市徳間六百三十三番地一号	配管
カナモリ産業株式会社	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室四千六百八十四番地五	配管
有限会社竹田工務店	埼玉県草加市清門二丁目三十一番地十五	内装仕上げ施工
エヌ・エー設備株式会社	東京都福生市大字福生千七百十六番地一	建築板金

名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の「〃」の記載は注記である。

○法務省告示第三百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子